

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（情報システム戦略課）

一 趣旨

住民基本台帳法の一部改正に伴い、新たに導入される国外転出者の本人確認の仕組みに対応するため、附票本人確認情報の利用及び提供に関し必要な事項を定めるとともに、規定の整備を行うための改正

二 内容

(一) 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正

ア 附票本人確認情報を利用・提供できる事務に関する規定を追加

イ 規定の整備

(二) 執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

ア 埼玉県本人確認情報保護審議会の名称変更

イ 規定の整備

三 施行期日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律第二条中住民基本台帳法第三十条の六に一項を加える改正規定及び同法第四章の二の次に一章を加える改正規定の施行の日
ただし、二(二)イは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日